

基本目標 1

一人ひとりの思いを受けとめ、
福祉サービスや支え合い活動を充実する

大項目 1 どんな相談でも受けとめる

現況と課題

地域福祉ワーカー等の相談業務のほか、一部地域においては、民生・児童委員が中心となり「地域福祉よろず相談」の取り組みが始まりつつある。市及び市社会福祉協議会（以下、市社協と呼ぶ。）では、地域福祉ワーカーに対する財政支援、技術支援や傾聴ボランティアの養成等の支援を実施したが、地域のそれぞれの窓口で受けとめた相談で専門的な対応を要するものを、市や福祉サービス事業者等につなげることは、まだ十分に実施できていない。また、地域によっては住民が気軽に寄り合える施設がなく、身近な地域で活用できる資源を利用しながら相談に応じる場や人材を確保することが必要となっている。

そのほか上記項目に関連する意見については、以下のとおりである。

- ・ 地域住民が必然的に寄ってくる支所などの拠点がなく、相談窓口を設ける適当な場所がない。[地域福祉専門分科会]
- ・ 地域住民には福祉サービスの内容も何も、全くわからないという方が多い。そうした方、声も立てない方の声を聞くためにも、早急に地域福祉ワーカーの設置及び育成を実施すべき。[地域福祉専門分科会]

目標に向けた取り組み（案）

市は、地域福祉ワーカーに対する財政支援や職員の派遣、必要な情報提供等により、引き続き「地域福祉よろず相談」の開設を支援するとともに、福祉サービス事業者等との連携が図られるよう積極的に「地域福祉よろず相談」の周知に努めること。

また、専門的な対応を要する事項については福祉分野を横断するチームを編成するなど、課題の共有と総合的な相談支援体制の早期構築を図ること。

支所、公民館等既存の市有施設を有効に活用することを基本としながら、地域福祉の推進拠点として、地域公民館等の地域資源の活用を含め、相談窓口の機能を併せ持つ「場づくり」を支援すること。

大項目 2 必要な情報を必要な人にわかりやすく伝える

現況と課題

市社協は、平成 12 年度より「ボランティア・市民活動情報システム」を稼働し、情報の共有化を図っているが、寄せられる様々な情報を受け手に合

わせどのように加工、発信していくか、地域間の情報共有化を図るシステムをどのように構築していくかについて検討が必要となっている。また、身近なところでの福祉情報を共有する機会や伝え合う関係づくりが必要となっている。

そのほか上記項目に関連する意見については、以下のとおりである。

- ・福祉サービスをどうやって利用していいか、どこへ聞いたらいいのかわからないという住民が依然として多く、利用可能な福祉施設や制度について身近な地域で情報を提供することができるよう体制を整備する必要がある。[地域福祉専門分科会]
- ・地域福祉ワーカーが地域の社会資源の情報を的確に結びつけ、どんな福祉サービスを提供すべきか判断できるよう、市、市社協は地域にある社会資源の関係図を作成する等、支援をすべき。[地域福祉専門分科会]
- ・手話通訳や言語通訳、要約筆記者等の確保のほかに、高齢者や障害のある住民、外国籍の住民等に対しても情報が提供されるよう支援が行なわれていく必要がある。[地域福祉専門分科会]

目標に向けた取り組み（案）

住民に対し利用可能な福祉施設や制度に関する情報を身近な地域で提供することができるよう、市及び市社協は福祉サービス事業を推進している関係者のネットワークづくりを進め、市内にある福祉関係機関の情報等を積極的に地区社協や地域福祉ワーカー等に提供し、活動の支援、活動上の相談に応じる体制の整備に努めること。

大項目3 地域で見守り、地域で生活を支え合う取り組みを開発する

現況と課題

地域の課題・ニーズの発見を行う取り組みは多くの地域で行われてきているが、その課題やニーズに応じた支え合い活動の取り組みは雪かきや子育てに対する支援、抛り所づくり等が数地区で実施されているのみで、未だ十分であるとはいえない状況にある。しかし、地域福祉ワーカーの活動がきっかけとなり、公民館主催の子育て支援に関する支え合い活動が展開されたり、ボランティアへの応募があるなどつながりが生れてきており、今後も市内全地区での地区地域福祉活動計画の策定とその実践としての支え合い活動の開発を一層推進していく必要がある。

そのほか上記項目に関連する意見については、以下のとおりである。

- ・地域福祉懇談会等による課題の収集は相当行われているが、出された課題を地域福祉活動にどのように結びつけるかがもう一步である。現在行われている、市及び市社協職員が地域に出て行って現場の声を聞いてくるという、支援体制を強化することが必要ではないか。[地域福祉専門分科会]
- ・地区社協の運営は会長1人で行っている地区もあり、実際に活動を行う

人材がないのが実情。会長の意向いかんで活動が活発になったりそうでなくなったりするため、地区社会福祉協議会でも組織に関して議論を深めていく必要がある。[地域福祉専門分科会]

目標に向けた取り組み(案)

地域福祉活動へ結びつける取り組みとして地区地域福祉活動計画の策定の促進が重要であり、策定に当たって、市及び市社協は地域の要請に応じ専門的見地からの助言やノウハウ、先進事例の提供等を継続し、支援すること。

大項目4 福祉サービスや支え合い活動の質を向上する

現況と課題

平成18年度は地区社協関係者の他に学校関係者、ボランティア等にも参加を呼びかけて「地域福祉推進セミナー」を開催し、地域福祉活動の取り組み等に関する意見交換が行われたが、地区社協関係者の参加が大部分を占め地域住民の参加が少なかった。また、地区社協がどのような組織で、どのような活動をしているのか知らない参加者もあり、より多くの住民が地区社協の支え合い活動の取り組み状況・成果を共有できる「場づくり」を促進する必要がある。

そのほか上記項目に関連する意見については、以下のとおりである。

- ・ 地域福祉ワーカーを始め、支え合い活動の担い手・福祉サービス従事者の意識や技術の向上や人材養成、育成に関する研修をもっと行政主導で実施していくべき。[地域福祉専門分科会]

目標に向けた取り組み(案)

市及び市社協は民生・児童委員、主任児童委員、福祉推進員等の研修方法の見直しを検討するとともに、福祉サービス従事者等の人材育成や研修の充実に努め、相互に連携できる「場づくり」を進めること。また、住民が支え合い活動の取り組み状況・成果を共有できる場を充実、強化するため、市報等により、「地域福祉推進セミナー」や「ボランティア・地域活動コーディネーター養成講座」の開催情報や地区地域福祉活動計画に着手した地区社協の取り組み等を紹介し、地域住民、福祉サービス従事者等へ参加を呼びかけること。

基本目標2

一人ひとりの思いをつなげ、さまざまな担い手が連携できる仕組みをつくる

大項目1 福祉サービスや支え合い活動を柔軟にコーディネートする

現況と課題

地区地域福祉活動計画づくりの推進に加え、福祉サービスや支え合い活動を柔軟にコーディネートする「地域福祉ワーカー」が配置され、地域に根ざした様々な支え合い活動の取り組みを推進している地域がある一方で、地域福祉ワーカーに適当な人材が見つからない地域があるほか、地域福祉ワーカーの存在、機能、業務内容等が十分に理解されていないことから、地域内で地域福祉ワーカーへの支援者・協力者となる人材、組織との連携が希薄となり、活動推進に影響のある地域もある。

しかし、地域福祉ワーカーがボランティア講座等を地域の中で実施したことで、講座受講者がOB会員として地域福祉ワーカーの支援者・協力者となり始め、支え合い活動が徐々に展開され、担い手同士のつながりが生れてきた地域もあることから、地域福祉ワーカーの業務を周知するとともに、今後も地域福祉ワーカーを支える体制を構築・強化する必要がある。

そのほか上記項目に関連する意見については、以下のとおりである。

- ・ 地域福祉ワーカーを始め、支え合い活動の担い手・福祉サービス従事者の意識や技術の向上や人材養成、育成に関する研修をもっと行政主導で実施していくべき。[地域福祉専門分科会]（再掲）
- ・ 支所内に地域福祉ワーカーの事務局をおくことになると、地区社会福祉協議会事務担当職員と連携が図れるというメリットがあるが、地域福祉ワーカーや打ち合せ等にきた地域住民に市の情報が漏れることも懸念され、設置に踏み切れない。[地区社協役員懇談会]

目標に向けた取り組み（案）

地域福祉ワーカーは、地域福祉推進に欠かせない人材であり、市内全地区への早急な配置を促進するとともに、その資質の向上を図るため、地域福祉に精通した専門研究者等との意見交換を行う等研修内容の充実を図る。市及び市社協は、地域福祉ワーカーの役割や活動を、地域に対して積極的に周知し、住民自治協議会を始め、地域全体で地域福祉ワーカーへの支援・協力を働きかけること。

大項目2 さまざまな人や組織が連携してニーズに応えられる仕組みをつくる

現況と課題

地域に密着したコミュニティーワーク体制の整備に関連して、「地域福祉ワーカー連絡調整会議」を開催し、地域福祉ワーカーの横のつながりや連携を図るとともに、市地域福祉計画の素案づくりを行った元市民企画作業部会の正副部長、幹事との連携協力関係を図る機会を設けた。今後は、社会福祉士、社会福祉サービス事業者、ボランティア等さまざまなコミュニティーワークの担い手との意見交換等を実施する機会を設けるとともに、地域団体間の連携協力体制の整備を促進していく必要がある。また、多様な地域福祉課題の解決に向けて、生活に関わるさまざまな分野の業務を横断的に連携・調

整する庁内体制を確立する必要がある。

そのほか上記項目に関連する意見については、以下のとおりである。

- ・ 地域に根ざした支え合い活動を推進するためには、地域福祉ワーカーを配置するだけでは足りず、地域福祉ワーカーを支える民生・児童委員等地域の人材との連携が必要である。[地域福祉専門分科会]
- ・ 元市民企画作業部会の正副部長、幹事との連携協力関係を図る機会に、地域福祉ワーカーだけではなく、地区社協の会長と一緒に参加し意見交換を行ったほうが今後の地域での推進体制に実効性が出てくる。[地域福祉ワーカー連絡調整会議]

目標に向けた取り組み（案）

「地域福祉ワーカー連絡調整会議」等の開催方法や内容の見直し等を通じ、地域福祉ワーカーだけの連携にとどまらず、社会福祉士、社会福祉サービス事業者、ボランティア等あらゆるコミュニティーワークの担い手との連携協力体制の整備を図ること。

地域住民や地域の活動団体と福祉の専門職が地域福祉の現状把握と課題認識を継続的に確認しあえるネットワークの構築を促す等、地区団体間等の連携関係の強化を支援すること。

地区地域福祉活動計画の推進等によって示される多様な地域福祉課題を総合的に捉え、解決に取り組むため、「地域福祉庁内推進会議」の開催を継続し、市役所内部の連携協働体制の充実を図ること。

基本目標 3 地域福祉を推進するための基盤をつくる

大項目 1 自ら地域で見つけ、きっかけをつくる

現況と課題

福祉懇談会等により、課題・ニーズの発見を行う取り組みは多くの地区で行われてきており、市地域福祉推進事業の支援を受けて、地区の課題やニーズに応じた支え合い活動を推進するための実施計画である「地区地域福祉活動計画」策定の取り組みに着手する地区が増えてきている。一方、計画策定の取り組みを見合わせている地区も多く、その理由としては、住民自治協議会との整合をとり、足並みを合わせる必要があること、地域福祉活動を担う地域住民の参加意欲がまだ高められていないこと、地区社協役員間で活動計画について十分に議論がなされていないこと等があげられる。

そのほか上記項目に関連する意見については、以下のとおりである。

- ・ 市内全域一律に行政施策を実施するというだけでなく、山間地の悩み、問題を重点的に取り扱ってほしい。[地区社協会長会議]

- ・ 住民自治協議会と既存の各種団体との関係が不明確であるにもかかわらず、その課題が先送りになってしまっているため、各種団体の既存事業に対し、住民自治協議会は手が出せず、組織が機能していない。[地区社協会長会議]
- ・ 地区地域福祉活動計画づくりにおいても、地区団体役員が1、2年で交代する場合、継続的な取り組みや支援が困難となる。[地区社協役員懇談会]

目標に向けた取り組み（案）

市及び市社協は福祉懇談会等に積極的に参加し、地区社協等に対し専門的見地からの助言やノウハウの提供等を継続し、地域の状況に応じた支援をすること。また、「地区社協会長会議」等を通じ、地域福祉活動計画策定の取り組みを見合わせている地区に対しても、先進事例や住民自治協議会等に関する情報を提供し、計画の策定を広く呼びかけること。

大項目2 学び合い、認め合い、わかり合う活動を充実する

現況と課題

住民の福祉意識を高める取り組みは、さまざまなところで行われているが、単発的で単独の事業として行われているものが多く、今後は継続的な開催とすることが必要である。関係者のネットワークの構築と地域福祉活動への住民の多様な参加を図ることを目標に、子どもから高齢者、当事者を交えた交流・学習の場として、地域のニーズ発見や課題解決に向けた取り組みを学習しあうことが必要である。

目標に向けた取り組み（案）

市は、地域での福祉意識づくりや当事者が自主的に学び合える取り組みを積極的に支援すること。また、地域の福祉サービス事業者、地区社協、NPO等と学校が協働で取り組める学習の機会を醸成すること。

大項目3 地域福祉を推進する人や組織、場や拠点、資金づくりを促進する

現況と課題

地区社協は地域福祉活動の推進基盤の中心組織としての役割を担っているが、各地域の活動状況については格差が見られる。また、地区社協の役員懇談会等の開催が少ない地区においては、活動あるいは組織自体の機能が低下している場合もあるため、地区社協の活動力が強化されるような支援を実施していく必要がある。また、地域福祉活動に携わる住民が寄り合える拠点の確保は、地域福祉推進に欠かせないものであり、その整備を促進する必要がある。

そのほか上記項目に関連する意見については、以下のとおりである。

- ・ 市は地区社協へ直接働きかけるなど積極的に地区社協との連携体制を整

備することが必要である。[地域福祉専門分科会]

- ・ 地区社協は会長が一人でやっているようなところもある。実際に手足となって動いてくれる人がいなかったり、活動を支えていく住民の協力が十分でない。[地域福祉専門分科会]
- ・ 「住民自治協議会」との連動を図っていくなかで、各地域における地域福祉課題については特定の組織が責任を負うという方向性を持って推進していくことが重要である。[地域福祉ワーカー連絡調整会議]
- ・ 地区社協の組織や活動をよく理解している地区社協役員 OB に地域福祉活動への協力を依頼しても、今は、地区社協の組織に属していないという意識があり、活動への参加が得られない。[地域福祉ワーカー連絡調整会議]
- ・ 地域福祉ワーカーの事務局や活動拠点について、地区社協が賃貸借契約で継続的に場所を借りていくことは財政上難しい。[地区社協役員懇談会]
- ・ 地区社協の組織は複数の地区団体からなり、役員が地区団体の職務を兼務している場合が多いが、地区社協の事業に専念して取り組めるよう、検討を進めていく必要がある。[地域福祉専門分科会]
- ・ 住民自治協議会を設立する時の、その地域全体をどのようにするかという議論に、福祉サービス事業者が参画していくことが必要不可欠である。[地域福祉専門分科会]

目標に向けた取り組み（案）

市及び市社協は地区社協に対し、役員懇談会等の開催を働きかけ、専門的見地からの助言や財政支援等を継続し、活動力強化に努めること。

市報等により、地区地域福祉活動計画に着手した地区社協の取り組み等を紹介し、地域住民、福祉サービス事業者等に地区社協の取り組みを周知すること。

市及び市社協は、支所、公民館等既存の市有施設を有効に活用することを基本としながら、地域公民館等の地域資源の活用を含め、住民が広く利用できる地域福祉拠点の整備を促進すること。

住民による主体的なまちづくりを進めることを目的として市内各地区で住民自治協議会が設立されてきている。地域福祉に関して、同協議会と地区社会福祉協議会、地域福祉ワーカー、民生・児童委員等の地域福祉の関係者が連携・相互補完することにより、一体的かつ効果的な地域福祉が展開されるよう働きかけること。